

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5 第1項の表の第1号
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2026年2月13日
【中間会計期間】	第63期中(自 2025年7月1日至 2025年12月31日)
【会社名】	株式会社グリーンズ
【英訳名】	GREENS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 村木 雄哉
【本店の所在の場所】	三重県四日市市浜田町5番3号
【電話番号】	(059)351-5593(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 清水 謙二
【最寄りの連絡場所】	三重県四日市市浜田町5番3号
【電話番号】	(059)351-5593(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 清水 謙二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第62期 中間連結会計期間	第63期 中間連結会計期間	第62期
会計期間	自2024年7月1日 至2024年12月31日	自2025年7月1日 至2025年12月31日	自2024年7月1日 至2025年6月30日
売上高 (百万円)	25,279	28,501	49,645
経常利益 (百万円)	3,859	5,333	5,843
親会社株主に帰属する中間(当期) 純利益 (百万円)	3,829	3,521	5,260
中間包括利益又は包括利益 (百万円)	3,824	3,565	5,260
純資産額 (百万円)	11,169	13,196	10,177
総資産額 (百万円)	29,962	33,856	29,405
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	270.33	253.57	368.90
潜在株式調整後1株当たり中間(当 期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	37.3	39.0	34.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	3,714	5,512	7,063
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	574	3,081	952
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	908	1,622	3,817
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高 (百万円)	9,951	10,822	10,013

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び連結子会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績に関する説明

当中間連結会計期間（2025年7月1日から2025年12月31日まで）における我が国経済は、雇用や所得環境の改善による個人消費の持ち直しを背景に、緩やかな回復基調が続きました。一方で、米国の通商政策の動きや日中関係の悪化が懸念要素となり、景気の先行きに対しては慎重な見方が強まる状況となりました。

ホテル業界においては、日本政府観光局の発表によれば、2025年の年間訪日外客数は4,268万人となり、過去最高を更新いたしました。一方、観光庁が2026年1月30日に公表した宿泊旅行統計調査（2025年11月第2次速報、2025年12月第1次速報）によると、延べ宿泊者数は11月が5,599万人泊（前年同月比 3.7%）、12月が5,342万人泊（前年同月比 4.5%）となり、2か月連続で前年実績を下回りました。この減少は、これまで需要をけん引してきた外国人宿泊者数の減少によるものとみられます。特に、外国人宿泊者数において構成比が最も高い中国人宿泊者数が、日中関係の悪化を背景に減少したことが影響を及ぼしていると考えられます。当社における中国人宿泊者数の比率は、全体の約4%にとどまることから、現時点では業績への影響は限定的であると判断しております。ただし、中国における渡航自粛が長期化した場合の自社業績および観光業界全体に及ぼす影響については、引き続き注視してまいります。

このような事業環境のもと、当社運営ホテルでは、各店舗が立地する地域における宿泊需要の変化に応じたレベニューマネジメントにより、売上の最大化に取り組みました。国内レジャー及び旺盛なインバウンドの宿泊需要を確実に獲得したことで、客室稼働率、客室単価ともにすべての月において前年同月を上回る結果となりました。

当社グループにおいて宿泊特化型ホテルを中心に全国で展開している「チョイスブランド」では、販売施策として、需要に応じたレベニューマネジメントの強化や、レジャー・インバウンド需要の獲得に取り組みました。さらに販促活動として、レジャー向けブランドである「コンフォートホテルERA」及び「Ascend Hotel Collection™」の認知度向上を図る施策等を推進しました。インバウンド需要に関しては、災害発生に関する根拠のない情報の拡散により、アジアの一部地域において訪日旅行を取りやめる動きが見られたことや、日中関係の悪化による渡航自粛などネガティブな影響が発生したものの、販売施策が奏功し、着実に需要を獲得しました。その結果、客室稼働率は前年同期比1.9ポイント増の83.2%、客室単価は前年同期比6.6%増の11,203円となりました。さらなるブランド展開を進める出店戦略として、前期には「コンフォートホテルERA」2店舗のリブランドに加え、「コンフォートホテル紀伊田辺」（和歌山県田辺市）の新築開業を実現しました。さらに、2025年11月5日に「コンフォートホテル水戸」（茨城県水戸市）を新築開業、同年12月18日には、レジャー向けブランド「コンフォートホテルERA」初の新築ホテルとなる「コンフォートホテルERA札幌北口」（北海道札幌市）を開業いたしました。これらの新規店舗・リブランド店舗の增收および収益性の向上への寄与に加え、既存店舗においても客室単価の向上により增收を達成したこと、売上高は前年同期比13.1%増の24,834百万円となりました。

三重県・東海地方を中心に地域特性に合わせて宴会場等を併設したシティホテルや宿泊特化型ホテルを展開している「オリジナルブランド」及び「その他事業」においては、その地域やホテルの特性を活かした販売施策や企画に取り組みました。売上向上に向けた施策としては、外食店舗、集会店舗の販売経路拡大に加え、各店舗の地域特性や顧客動向に応じたレベニューマネジメントを推進し、客室単価の向上を図りました。その結果、客室稼働率は前年同期比3.3ポイント増の78.6%、客室単価は前年同期比8.8%増の7,919円となりました。2024年9月9日をもって松阪シティホテル（三重県松阪市）を閉店した影響はあったものの、既存店舗における客室単価の向上により売上高が増加し、売上高は前年同期比10.6%増の3,667百万円となりました。

なお、当社グループ全体の客室稼働率は前年同期比2.1ポイント増の82.5%、客室単価は前年同期比7.0%増の10,724円、ホテル軒数は120店舗、客室数はチョイスブランド14,377室、オリジナルブランド2,565室の合計16,942室となっております。

この結果、当中間連結会計期間の業績は、売上高28,501百万円（前年同期比12.7%増）、営業利益5,334百万円（前年同期比34.7%増）、経常利益5,333百万円（前年同期比38.2%増）となりました。一方で、繰越欠損金が当期に解消されたことから、法人税等の計上を行った結果、親会社株主に帰属する中間純利益は3,521百万円（前年同期比8.0%減）となりました。

（注）文中記載の客室稼働率ならびに客室単価は、当中間連結会計期間における数値となります。月別の数値に関しましては当社ホームページに掲載しております。

株式会社グリーンズ <https://www.kk-greens.jp/>

(2) 財政状態に関する説明

当中間連結会計期間末における資産につきましては、33,856百万円（前連結会計年度末29,405百万円）と、4,451百万円増加いたしました。

うち流動資産は、15,799百万円（同14,322百万円）と1,477百万円増加いたしました。これは、主に現金及び預金の増加によるものであります。

固定資産は、18,057百万円（同15,083百万円）と2,974百万円増加いたしました。これは主に建物の増加によるものであります。

負債につきましては、20,660百万円（同19,228百万円）と1,432百万円増加いたしました。

うち流動負債は、10,150百万円（同7,831百万円）と2,319百万円増加いたしました。これは主に未払法人税等の増加によるものであります。

固定負債は、10,510百万円（同11,397百万円）と886百万円減少いたしました。これは主に長期借入金の減少によるものであります。

純資産につきましては、13,196百万円（同10,177百万円）と3,018百万円増加いたしました。これは、主に利益剰余金の増加によるものであります。この結果、自己資本比率は39.0%（前連結会計年度末は34.6%）となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ808百万円増加し、10,822百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は5,512百万円(前年同期は3,714百万円の獲得)となりました。これは主に税金等調整前中間純利益5,350百万円、減価償却費337百万円、仕入債務の増減額220百万円による資金の増加があったのに対し、売上債権の増減額561百万円による資金の減少があったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は3,081百万円(前年同期は574百万円の使用)となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出3,080百万円があったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は1,622百万円(前年同期は908百万円の使用)となりました。これは主に長期借入金の返済による支出1,000百万円、配当金の支払額560百万円による資金の減少があったこと等によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

該当事項はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 生産、受注及び販売の実績

生産実績

該当事項はありません。

受注実績

該当事項はありません。

販売実績

当中間連結会計期間の販売実績は次のとおりであります。なお、当社グループはホテル事業の単一セグメントであるため、ブランド別に記載しております。

事業部門の名称	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)	前年同期比(%)
チョイスブランド(百万円)	24,834	113.1
オリジナルブランド及びその他の事業(百万円)	3,667	110.6
合 計(百万円)	28,501	112.7

(注) 1. 事業部門間の取引については相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、当該割合が100分の10以上の相手先がないため、記載を省略しております。
3. 前期において数値の比較性を保つために、「チョイスブランドRS」のブランド別の詳細数値を記載しておりましたが、ホテル数の増加の影響も軽微となったため、本期よりブランド別の詳細数値の記載を省略しております。

3 【重要な契約等】

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
A種優先株式	6,000
計	24,000,000

(注)当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式24,000,000株、A種優先株式6,000株となっております。

なお、合計では24,006,000株となります。発行可能株式総数は24,000,000株とする旨定款に規定しております。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (2025年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2026年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	13,878,263	13,878,263	東京証券取引所 スタンダード市場 名古屋証券取引所 プレミア市場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
A種優先株式	2,000	2,000	非上場	単元株式数1株(注)
計	13,880,263	13,880,263	-	-

(注)1.A種優先株式の内容は以下のとおりです。

1.A種優先株式に対する剰余金の配当

(1)期末配当の基準日

当会社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対して、金銭による剰余金の配当(期末配当)をすることができる。

(2)期中配当

当会社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(期中配当)をすることができる。

(3)優先配当金

当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、下記7.(1)に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、下記1.(4)に定める額の配当金(以下「優先配当金」という。)を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前である日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき(以下、当該配当金を「期中優先配当金」という。)は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

(4)優先配当金の額

優先配当金の額は、A種優先株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。A種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、A種優先株式の1株当たりの払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金(下記1.(5)において定義される。)(もしあれば)の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。

(5) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合の優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下「未払A種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。

(6) 非参加条項

当会社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、上記1.(4)に定める優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、下記7.(2)に定める支払順位に従い、A種優先株式1株当たり、下記2.(2)に定める金額を支払う。

(2) 残余財産分配額

基本残余財産分配額

A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記4.(2)に定める基本償還価額算式（ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と読み替えて適用する。）によって計算される基本償還価額相当額（以下「基本残余財産分配額」という。）とする。

控除価額

上記2.(2)にかかわらず、残余財産分配日までの間に支払われた優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「解散前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記4.(2)に定める控除価額算式（ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「残余財産分配日」「解散前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額相当額を、上記2.(2)に定める基本残余財産分配額から控除した額とする。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記2.(2)に定める基本残余財産分配額から控除する。

(3) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

3. 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。

4. 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）

(1) 債還請求権の内容

A種優先株式には、金銭を対価とする取得請求権が付されている。

A種優先株式の発行要項においては、A種優先株主は、いつでも、当社に対して、金銭を対価としてA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）できることとされているが、A種引受契約の規定により、D B J 飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合（以下「D B J 飲食・宿泊支援ファンド」という。）は、原則として、2028年6月30日までの間、金銭を対価とする取得請求権行使することができないものとされている。

但し、A種引受契約上、2028年6月30日以前であっても、D B J 飲食・宿泊支援ファンドは、当社の2025年6月末日及びそれ以降の各事業年度末日現在の単体の貸借対照表における剰余金分配可能額が、当該事業年度末日を強制償還日（当社の取締役会決議に基づき別に定める日をいい、以下同じ。）として当該時点における本優先株式の全部について強制償還をしたと仮定した場合の強制償還価額の合計額以下になった場合、クロージング日において、A種引受契約に定める前提条件が成就していないことが発覚した場合（但し、成就しない前提条件をD B J 飲食・宿泊支援ファンドが全て書面により放棄した場合は除く。）、又は当社が、A種引受契約の条項に違反（A種引受契約上の表明及び保証違反を含む。）した場合であって、D B J 飲食・宿泊支援ファンドから契約違反の存在を指摘する書面による通知を受領した日（同日を含む。）から起算して30日を経てもなお当該違反が治癒されない場合（但し、当該違反の治癒が客観的に不可能又は著しく困難な場合は、かかる治癒期間の経過を要しないものとする。）には、D B J 飲食・宿泊支援ファンドが当該事由の発生について書面による承諾をした場合を除き、金銭を対価とする取得請求権行使できるものとされている。この場合、当会社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下「償還請求日」という。）における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該A種優先株主に対して、下記4.(2)に定める金額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。以下「償還価額」という。）の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、抽選又は償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定するものとし、また、償還請求日において償還請求が行われたA種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、償還請求が行われたA種優先株式の数に

応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみA種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種優先株式については、償還請求が行われなかつたものとみなす。

(2) 償還価額

基本償還価額

A種優先株式1株当たりの償還価額は、以下の算式によって計算される額（以下「基本償還価額」という。）とする。

（基本償還価額算式）

$$\text{基本償還価額} = 1,000,000\text{円} \times (1 + 0.04)^{m+n}/365$$

払込期日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。

控除価額

上記4.(2)にかかわらず、償還請求日までの間に支払われた優先配当金（償還請求日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「償還請求前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、A種優先株式1株当たりの償還価額は、次の算式に従って計算される価額を上記4.(2)に定める基本償還価額から控除した額とする。なお、償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記4.(2)に定める基本償還価額から控除する。

（控除価額算式）

$$\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済優先配当金} \times (1 + 0.04)^{x+y}/365$$

償還請求前支払済優先配当金の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。

(3) 償還請求受付場所

三重県四日市市浜田町5番3号

株式会社グリーンズ

(4) 償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。

5. 金銭を対価とする取得条項（強制償還）

(1) 金銭を対価とする取得条項（強制償還）

当会社は、いつでも、当会社の取締役会決議に基づき別に定める日（以下「強制償還日」という。）の到来をもって、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当会社がA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該日における分配可能額を限度として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、下記5.(2)に定める金額（以下「強制償還価額」という。）の金銭を交付することができる（以下、この規定によるA種優先株式の取得を「強制償還」という。）。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、取得するA種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する。

(2) 強制償還価額

基本強制償還価額

A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記4.(2)に定める基本償還価額算式（ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「強制償還日」と読み替えて適用する。）によって計算される基本償還価額相当額（以下「基本強制償還価額」という。）とする。

控除価額

上記5.(2)にかかわらず、強制償還日までの間に支払われた優先配当金（強制償還日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「強制償還前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記4.(2)に定める控除価額算式（ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「強制償還日」「強制償還前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額相当額を、上記5.(2)に定める基本強制償還価額から控除した額とする。なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記5.(2)に定める基本強制償還価額から控除する。

6. 株式の併合又は分割等

法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当を行わない。

7. 優先順位

(1) 優先順位

A種優先株式の優先配当金、並びにその他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）を含むがこれに限られない。）に対する剩余金の配当の支払順位は、A種優先株式の優先配当金を第1順位、その他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通登録株式質権者を含むがこれに限られない。）に対する剩余金の配当を第2順位とする。

(2) 残余財産の分配

A種優先株式及びその他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式に係る残余財産の分配を第1順位、その他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配を第2順位とする。

(3) 比例按分

当会社が剩余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剩余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剩余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剩余金の配当又は残余財産の分配を行う。

8. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

9. 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2025年7月1日～ 2025年12月31日	-	普通株式 13,878,263 A種優先株式 2,000	-	100	-	-

(5) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社新緑	三重県四日市市 笹川5丁目10-12	2,500	18.20
株式会社TM	三重県四日市市 笹川5丁目10-12	2,150	15.65
村木 雄哉	三重県四日市市	699	5.09
NOMURA PB NOMINEE LIMITED OMNIBUS - MARGIN (CASHP B) (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1丁目13-1) 25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町1丁目9-7 大手町フィナンシャルシティサウスター)	499	3.63
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2B UNITED KINGDOM (東京都千代田区1丁目4番5号)	447	3.26
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	三重県四日市市	342	2.50
雨澤 佳世	三重県四日市市	287	2.09
黒田 知佳	三重県四日市市	287	2.09
鈴木 麻祐	愛知県日進市	287	2.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	201	1.46
計	-	7,702	56.07

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、次のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
株式会社新緑	三重県四日市市 笹川5丁目10-12	25,000	18.21
株式会社T M	三重県四日市市 笹川5丁目10-12	21,500	15.66
村木雄哉	三重県四日市市	6,998	5.10
NOMURA P B NOMINE ES LIMITED OMNIB US - MARGIN (CASH P B) (常任代理人 野村證券株式会 社)	1 ANGEL LANE, LON DON, EC4R 3AB, UN ITED KINGDOM (東京都中 央区日本橋1丁目13-1)	4,991	3.64
MSIP CLIENT SECU RITIES (常任代理人 モルガ ン・スタンレーMUF G証券株式会 社)	25 Cabot Square, C anary Wharf, Londo n E14 4QA, U.K. (東京 都千代田区大手町1丁目9-7 大手 町フィナンシャルシティサウスタ ワー)	4,472	3.26
BNY GCM CLIENT A CCOUNT JPRD AC I SG (FE-AC) (常任代理 人 株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COUR T 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB U NITED KINGDOM (東京都 千代田区1丁目4番5号)	3,428	2.50
雨澤 佳世	三重県四日市市	2,875	2.09
黒田 知佳	三重県四日市市	2,875	2.09
鈴木 麻祐	愛知県日進市	2,875	2.09
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社 (信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂 インターナショナル	2,010	1.46
計	-	77,024	56.10

(注) 2026年1月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野村證券株式会社及びその共同保有者であるノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC) 及び野村アセットマネジメント株式会社が、2025年12月31日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりあります。

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	82	0.59
野村アセットマネジメント 株式会社	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	502	3.62
計	-	584	4.21

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 2,000	-	(注2)
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 142,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,728,700	137,287	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 6,763	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	13,880,263	-	-
総株主の議決権	-	137,287	-

(注) 1. 「単元未満株式数」には、当社保有の自己株式15株が含まれております。

2. A種優先株式の内容は「(1) 株式の総数等 発行済株式(注)」に記載のとおりです。

【自己株式等】

2025年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
株式会社グリーンズ	三重県四日市市浜田町5番3号	142,800	-	142,800	1.03
計	-	142,800	-	142,800	1.03

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2025年7月1日から2025年12月31日まで)に係る中間連結財務諸表について、仰星監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位 : 百万円)

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,013	10,822
売掛金	3,064	3,625
原材料及び貯蔵品	144	182
前払費用	1,022	1,094
その他	81	77
貸倒引当金	3	3
流動資産合計	14,322	15,799
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	4,556	6,707
工具、器具及び備品（純額）	468	505
土地	1,820	2,403
リース資産（純額）	281	460
建設仮勘定	2	-
有形固定資産合計	7,130	10,076
無形固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	121	188
差入保証金	6,001	5,977
その他	1,657	1,605
貸倒引当金	19	16
投資その他の資産合計	7,760	7,755
固定資産合計	15,083	18,057
資産合計	29,405	33,856

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,449	1,669
1年内返済予定の長期借入金	2,000	2,000
未払金	1,407	1,388
未払費用	2,050	2,097
未払法人税等	18	1,828
未払消費税等	454	497
その他	451	670
流動負債合計	7,831	10,150
固定負債		
長期借入金	10,232	9,232
資産除去債務	636	633
その他	527	643
固定負債合計	11,397	10,510
負債合計	19,228	20,660
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
利益剰余金	10,404	13,365
自己株式	355	341
株主資本合計	10,148	13,123
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	28	72
その他の包括利益累計額合計	28	72
純資産合計	10,177	13,196
負債純資産合計	29,405	33,856

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
売上高	25,279	28,501
売上原価	16,282	17,598
売上総利益	8,996	10,902
販売費及び一般管理費	5,035	5,568
営業利益	3,960	5,334
営業外収益		
違約金収入	29	19
その他	30	52
営業外収益合計	59	71
営業外費用		
支払利息	159	71
その他	1	0
営業外費用合計	160	72
経常利益	3,859	5,333
特別利益		
固定資産売却益	3	24
特別利益合計	3	24
特別損失		
固定資産除却損	2	8
特別損失合計	2	8
税金等調整前中間純利益	3,861	5,350
法人税等	31	1,828
中間純利益	3,829	3,521
親会社株主に帰属する中間純利益	3,829	3,521

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
中間純利益	3,829	3,521
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	5	43
その他の包括利益合計	5	43
中間包括利益	3,824	3,565
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	3,824	3,565

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位 : 百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	3,861	5,350
減価償却費	302	337
固定資産売却益	3	24
固定資産除却損	2	8
受取利息及び受取配当金	2	12
支払利息	159	71
売上債権の増減額(　は増加)	732	561
棚卸資産の増減額(　は増加)	69	38
仕入債務の増減額(　は減少)	362	220
未払消費税等の増減額(　は減少)	353	42
未払金の増減額(　は減少)	58	14
未払費用の増減額(　は減少)	339	46
その他	127	134
小計	3,935	5,587
利息及び配当金の受取額	2	12
利息の支払額	160	71
法人税等の支払額又は還付額(　は支払)	62	16
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,714	5,512
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	620	3,080
有形固定資産の売却による収入	19	63
無形固定資産の取得による支出	36	66
投資有価証券の取得による支出	1	1
差入保証金の差入による支出	23	66
差入保証金の回収による収入	125	86
長期前払費用の取得による支出	28	15
その他	7	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	574	3,081
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	412	1,000
配当金の支払額	479	560
ファイナンス・リース債務の返済による支出	17	61
財務活動によるキャッシュ・フロー	908	1,622
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額(　は減少)	2,231	808
現金及び現金同等物の期首残高	7,720	10,013
現金及び現金同等物の中間期末残高	9,951	10,822

【注記事項】

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
販売手数料	2,676百万円	3,125百万円
給料及び賞与	673	745
退職給付費用	4	4
貸倒引当金繰入額	2	2

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金勘定	9,951百万円	10,822百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	9,951	10,822

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年9月26日	普通株式	318	利益剰余金	23.00	2024年6月30日	2024年9月27日
定時株主総会	A種優先株式	160	利益剰余金	40,109.59	2024年6月30日	2024年9月27日

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年9月25日	普通株式	480	利益剰余金	35.00	2025年6月30日	2025年9月26日
定時株主総会	A種優先株式	80	利益剰余金	40,000.00	2025年6月30日	2025年9月26日

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、ホテル事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間（自 2024年7月1日 至 2024年12月31日）

(単位：百万円)

	合計
宿泊売上	24,618
顧客との契約から生じる収益	24,618
その他の収益	661
外部顧客への売上高	25,279

当中間連結会計期間（自 2025年7月1日 至 2025年12月31日）

(単位：百万円)

	合計
宿泊売上	27,827
顧客との契約から生じる収益	27,827
その他の収益	674
外部顧客への売上高	28,501

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり中間純利益	270円33銭	253円57銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(百万円)	3,829	3,521
普通株主に帰属しない金額(百万円)	80	40
(うち優先配当額(百万円))	80	40
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 (百万円)	3,749	3,481
普通株式の期中平均株式数(株)	13,868,420	13,730,085

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年2月13日

株式会社グリーンズ
取締役会 御中

仰星監査法人
名古屋事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 浅井 孝孔

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川合 利弥

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社グリーンズの2025年7月1日から2026年6月30までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年7月1日から2025年12月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グリーンズ及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の

注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは期中レビューの対象には含まれていません。